

春の全国交通安全運動
実施中
(2面にポスターあり)

令和7年4月6日(日)から
令和7年4月15日(火)まで

東個協ニュース

発行人
東京都個人タクシー協同組合
理事長 櫻井 敬寛

〒164-0013 東京都中野区弥生町5-6-6
個人タクシー会館
TEL (3384) 1351代表
FAX (3382) 2191

組合員数 5,147人 (3月1日現在)

令和6年度 第5回理事会のあらまし

業界初の電子チケットスタート！

2月25日(火)午後1時より個人タクシー会館において、令和6年度第5回理事会が理事総数39名中38名の出席をみて開催された。

櫻井理事長挨拶

(関係団体報告)

1. 関東支部主催事業講習会について

出席者の服装の乱れが著しい。講習会後には行政による許可書・認可書交付式もある。改めてきちんとした服装での出席をお願いしたい。

2. 全個連40周年記念表彰について

所属団体職員表彰について、該当者リストを4月11日までに本部総務宛に提出を。

3. 行政との意見交換会
3月5日開催予定。

総務部報告事項

石田常務が資料に基づいて報告した。(5)のみ高橋専務が資料に基づいて報告した。

(1)組合員加入・脱退現況について

令和6年12月31日現在の組合員数5120名(平均年齢64.5歳)。令和5年度12月31日より245名減少(4.6%減)。

(2)関東運輸局処分について

(3)令和7年度東個協行事予定について

(4)マスターズ制度支部別参加率について

(5)支部の実績に応じたBCP(事業継続計画)初動対応について

地震や洪水、感染症等、想定

外の事態に備え、職員の命を守り、支部の重要業務を継続するためにも、復旧するための体制や方法を支部の実情に合わせ対策を講じる必要がある。そこで、平時にしておくべき準備や緊急時の対応について、簡単にとりまとめたものを各支部に配布するので、参考にしていただきたい。

(6)顧問社労士との契約内容見直しについて

現行では2カ月に1回の面談で契約を取り交わしていたが、昨今、個々に対処する案件での疑義が多く発生し、就業規則等の改定作業まで至っていない。職員規程等の精査及び変更において、面談頻度を増やす必要がある。3月末に開催される第6回の理事会において提案する予定。

(7)カスタマーハラスメントに対する方針について

東個協としてカスタマーハラスメントに対する方針を作成。今日の理事会の報告後、ホームページに掲載予定。

(8)マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

質疑応答(抜粋)

理事から「マイナ免許証について、本部としてはこの3種類(マイナ免許証のみ、免許証のみ、両方)の中から『これがいい』というような要望があるのか。支部で決めているのか」

という質疑があった。これに対し、櫻井理事長より「政府がマイナンバーカードを推進している中ではあるが、今後手続き等で提出に必要なものや対応の仕方が変わるのかどうか、今はまだ分からない。行政からの連絡が入っていないのが現状である。もう少し待っていただきたい」と答弁があった。



法務部報告事項

水野副理事長が資料に基づいて報告した。

(1)お客様ご要望カードについて

(2)街頭指導について

(3)不適正営業点数制度集計について

(4)本部預かり組合員について

(5)令和7年支部別人身事故削減目標値について

(6)改定を検討している規約等について

(7)その他

第4回理事会をうけて追加検討する事案について

質疑応答(抜粋)

理事から①「点数制度について。現在、霞が関の空軍消防待機の指導に力を入れている割に点数が5点というのは、他と比べてもちょっとバランスが悪いのではないか。少し軽すぎるように思う。すみやかに点数制度の見直しをお願いしたい」、②「ブルーラインの有無について、これから検討していく中で、もし継続していくのであれば、ブルーラインを貼る単価を安価にできないのか、または支部に入った最初の一回だけ、無線機と同様に無料で付けられないか」という質疑があった。

これらに対し、

①水野副理事長より「一点数制度の点数の見直しについては、点数だけでなく、この内容についても合わせて見直しをしたいと考えている」、②櫻井理事長より「最近多いワゴン車など、見えないのだから屋根部分のブルーラインはいらないのでは個人

的には思っている。一本でも外せば少しは安くできるのではとも考えている。これから先また検討して、データが揃った時点で考えさせていたたく」とそれぞれ答弁があった。

経理部報告事項

大野常務が資料に基づいて報告した。

(1)事務手数料等の支払い予定額について

(2)年末換金資金支部融資状況について

(3)換金資金借入金について

換金資金借入金の増額が必要な理由として、組合員減少に伴う現金・預金の減少、組合員一人あたりの平均換金額の増加がある。換金資金借入金増額案として、第59回通常総代会で増額案及び徴収方法案並びに振替案承認後、令和7年7月から徴収(積立)開始し、年度末時点の増額分を換金資金借入金に振替する予定。

事業部報告事項

橋本副理事長が資料に基づいて報告した。

(1)事業部取扱業務利用状況(10月・11月・12月)について

(2)東個協指定色追加(三菱)について

色名:ブラックダイヤモンド

色番号:X47、色名:ブラック

ダイヤモンド/ブラックマイ

カ 色番号:X3X

※今後は指定色同士のツートンカラーも認めていく方針に。

(3)新型ドライブレコーダーについて

3カメラ対応Firstview。車両前方最大200万

画素、車内・車両後方最大100万画素。映像保存時間約40時間。記録媒体SDカード(128GB)

※新規取付、機種交換(一定条件あり)の取付費用は無料。但し、車両代替時の載せ替え費用、廃業時の取外し費用は組合員負担。月額保守料1150円。

理事会終了後に募集を開始。

(4)その他

・東京海上日動火災保険のお車購入サポート制度の終了

営業部報告事項

入江常務が資料に基づいて報告した。

(1)営業部活動報告(10月・11月・12月)について

(2)令和7年度チケット等換金締め切りについて

(3)配車アプリQRコード決済取扱手数料改定について

配車アプリ決済の中で後席タブレットを使用したQRコード決済は3%の取扱手数料を超える手数料を本部が払っている状況のため、通常総代会においての可決承認を条件に、配車アプリQRコード決済取扱手数料を4%に改定することを検討する(3月の理事会の条件付き審議事項として提案予定)。

(4)その他

・日立電子チケットQRコードについて

電子チケットのモニター券を顧客に配布。3月11日から組合員全員が使用できるように車内掲示の準備をお願いしたい。使い方の説明は東個協のホームページに近日中にアップ予定。

・Didi簡易紹介資料について

契約方法について本部理事の意見をいただき、次回以降、進展があれば話を進めて提案をさせていただく。

適正営業対策室報告事項

高橋専務が資料に基づいて報告した。

(1)組合員処分結果について

(2)事故多発者等に関する対応状況について

総務部審議事項

石田常務が資料に基づいて提案を行った。

(1)東個協・交通共済合同研修会及び講習会受講対象者取扱い(案)承認の件

質疑のあと採決し、賛成37名、反対1名で可決された。

(2)新規加入申込者承認の件

申請後試験合格者61名、事前試験合格者52名、計113名(うち譲渡譲受48名、新規許可65名)。平均年齢52歳。事後承認1名。

質疑はなく採決し、満場一致で可決された。

(3)自由脱退承認の件

質疑はなく採決し、満場一致で可決された。

法務部審議事項

水野副理事長が資料に基づいて提案を行った。

(1)賞罰規約改定(案)承認の件

質疑はなく採決し、満場一致で可決された。

(2)運営規程改定承認の件

質疑はなく採決し、満場一致



で可決された。

事業部審議事項

橋本副理事長が資料に基づいて提案を行った。

(1) 防犯カメラ賃賃基準改定承認の件

質疑はなく採決し、満場一致で可決された。

.....

続いて、共済事務組合第4回理事会が開催された。

共済事務組合報告事項

大野常務が資料に基づいて説明した。

閉会 午後4時50分

(1) 令和6年12月末餞別金事務取扱について

(2) 令和6年12月末見舞金等給付状況について

(3) 特別見舞金の給付申請について

共済事務組合審議事項

大野常務が資料に基づいて提案を行った。

(1) 新規加入申込者承認の件

申請後試験合格者61名、事前試験合格者52名、計113名（うち譲渡譲受48名、新規許可65名）。平均年齢52歳。事後承認1名。

質疑はなく採決し、満場一致で可決された。

組合員処分結果について

審査会の審査報告に基づき、違反行為組合員を下記の通り処分した

開催日／令和6年11月5日

①足立第一支部 T.N （46歳）

【事案】他団体のタクシー乗務員からチケットの精算を頼まれ、支部で換金した。

【処分】30日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

②北支部 B.M （60歳）

【事案】令和6年5月22日午後11時頃、新橋駅東口バス停において、都個協より「進入禁止無視」が現認された。また、令和6年9月5日午前0時頃、新幸橋周辺において都個協より「待機禁止無視」が現認された。

【処分】30日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

③新宿支部 S.M （60歳）

【事案】令和2年11月12日午後10時頃、新幸橋周辺において都個協より「待機禁止無視」が現認された。また令和4年4月12日午前0時頃、中央区銀座7丁目周辺（車両進入禁止地区内）においてタクシーセンターより「乗禁地区営業」の指導を受け、同年7月28日賞罰審査会において60日の処分となった。さらに令和6年9月13日午後10時頃、港区新橋1丁目周辺においてタクシーセンターより「回遊車両」の指導を受けた。

【処分】90日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

④練馬支部 K.K （70歳）

【事案】令和5年8月13日午前9時頃、大田区羽田空港2丁目周辺においてタクシーセンターより「事業者乗務証不表示」の指導を受けた。また令和6年9月12日午前0時頃、港区新橋1丁目周辺においてタクシーセンターより「乗禁地区営業」の指導を受けた。

【処分】30日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

⑤武三支部 M.K （67歳）

【事案】令和6年9月21日午後11時頃、杉並区下井草1丁目付近において、工事中で片側一車線となっていた道路で、交通整理員の誘導で進行していたが、交通整理員が停止を求めたことに激昂し、暴言を吐いていたところ足がブレーキから離れてしまい、交通整理員と接触した。

【処分】45日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

⑥荒川支部 S.K （62歳）

【事案】契約顧客より、利用したチケット請求が来ていないので調べて欲しい旨の依頼があった。支部から当該組合員に確認したところ、紛失してしまったため請求はしない旨の回答があり、本部としては事故券登録として処理をした。その後、支部より送られてきたチケットの中に、事故券登録したチケットが含まれて送られて来たことから、再度支部長に調査依頼をしたが、矛盾点が多いことから本部において事情聴取を行い確認したところ、当該組合員は、普段、チケットや領収書をカバンやグローブボックスなどに溜め込み、後でまとめて家に持ち帰り、金額の合ったもの同士を付け合わせして換金している。今回のチケットも車や家の引き出しの中から見つけたもので、別の領収書と勘違いして付け合わせ請求した可能性があるが確証はないと言う供述がなされた。

【処分】脱退勧告

⑦中野支部 Y.T （70歳）

【事案】令和6年6月21日に開催された賞罰審査会において、180日の処分が決定され、同年7月31日に来組するよう文書によって通知し、来組したが、処分には応じないと言って帰っていった。同年8月2日付で処分不服従として、同年7月31日より共通乗車券等の精算の停止、並びに無線配車の停止（配車用アプリケーション含む）処分を執行している旨の通知を出したものである。

【処分】脱退勧告

開催日／令和7年1月15日

①足立第二支部 K.Y （55歳）

【事案】令和2年12月10日午後10時頃、新橋駅東口吉野家前において都個協より「進入禁止無視」が現認された。また令和4年9月22日午後11時頃、土橋高速入り口周辺において都個協より「乗り場無視」が現認されたため、令和5年1月27日賞罰審査会において60日の処分となった。さらに令和6年1月29日午後10時頃、新橋駅東口バス停において都個協より「進入禁止無視」が現認され、同年4月19日賞罰審査会において150日の処分となった。さらに同年10月2日午前0時頃、港区新橋1丁目周辺においてタクシーセンターより「乗り場無視」の指導を受けた。

【処分】脱退勧告

②北支部 O.Y （71歳）

【事案】平成30年9月14日午前0時頃、新橋駅東口吉野家前において都個協より「進入禁止無視」が現認された。また令和2年3月6日午後11時頃、港区新橋2丁目周辺においてタクシーセンターより「運送の引き受けの拒絶」の指導を受け、同年4月16日賞罰審査会において45日の処分となった。さらに令和5年7月12日午前0時頃、新橋駅東口バス停において都個協より「進入禁止無視」が現認された。また令和6年10月10日午前0時頃、新橋駅東口吉野家前において都個協より「進入禁止無視」が現認された。

【処分】90日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

③足立第二支部 H.Y （64歳）

【事案】令和6年5月28日午後11時頃、港区新橋1丁目周辺においてタクシーセンターより「回遊車両」の指導を受けた。また同年10月21日午後10時頃、土橋高速入口周辺において都個協より「待機禁止無視」が現認された。

【処分】60日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

④新宿支部 K.N （52歳）

【事案】令和4年5月19日午後11時頃、中央区銀座8丁目周辺においてタクシーセンターより「乗り場無視」の指導を受けた。また令和6年11月14日午前0時頃、港区新橋1丁目周辺においてタクシーセンターより「接客不良」の指導を受けた。

【処分】60日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

⑤板橋第一支部 K.S （52歳）

【事案】並木通りで停車中に後ろから来た車にクラクションを鳴らされたことに対して不適切な行為をし、さらに車両に近づいてきた相手方が車両に接触しているにもかかわらず、そのまま走行し相手方を転倒させた。

【処分】30日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

⑥都心支部 N.Y （51歳）

【事案】同じ支部の賞罰処分により精算停止中の組合員からチケットの精算を頼まれて支部にて換金しようとした。

【処分】30日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

⑦都心支部 T.N （54歳）

【事案】賞罰審査会に付託され処分執行中である精算停止期間に、同支部組合員へチケットの精算を依頼した。

【処分】120日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

⑧足立第一支部 K.T （66歳）

【事案】車検の有効期間が切れた事業用自動車でタクシー営業を数日行った。

【処分】90日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示燈「甲」の使用停止、無線営業の停止（配車用アプリケーション含む）。指定する講習会または研修会の受講1日。

個人タクシー許可書及び認可書交付式

業界の模範として事業発展に貢献を

2月18日(火)午後3時45分より、個人タクシー会館において関東運輸局による「個人タクシー許可書及び認可書交付式」が開催され、東京都では175名(うち東個協85名)の新事業者が誕生した。



定し、交通事故削減目標を掲げました。交通事故の発生状況を踏まえ、飲酒運転・健康起因事故等を重点課題として位置づけ、関係者一丸となり、事故削減・防止に取り組んでいます。皆様には、誰もが安心して利用できる公共交通機関として、一人ひとりが安全のプロフェッショナルとして高い意識を持って、ハンドルの握っていただくようお願いします。

次に法令遵守

東京運輸支局 皆川誠司次長 挨拶
この度新たに個人タクシー事業者になられた皆様、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。これから個人タクシー事業者として日々営業されていくこととなります。皆様方に、関東運輸局を代表し、いくつかのお願いを申し上げます。

昨年度の訪日外国人旅行者数が約3700万人に到達する勢いとなり、国内の観光需要が回復に向かう中、タクシー業界においては、接客マナーの向上や訪日外国人への対応強化に努めていただいています。中でも個人タクシー業界で

は、外国語電話通訳サポートや運賃決済の多様化など、サービス向上に積極的に取り組んでいただいているところです。このような取組は、訪日外国人旅行者に日本のタクシーが総合的に高いサービス提供を行っている印象を与え、世界的にも評価されているものです。皆様にはその評価が維持継続されるよう、たゆまぬ努力をお願いします。

次にお願ひしたいのは、輸送の安全・安心の確保です。輸送の安全・安心は、公共交通機関であるタクシーにとって最大の使命であります。関東運輸局は昨年9月に、関東地域事業用自動車安全政策2024を策

定し、交通事故削減目標を掲げました。交通事故の発生状況を踏まえ、飲酒運転・健康起因事故等を重点課題として位置づけ、関係者一丸となり、事故削減・防止に取り組んでいます。皆様には、誰もが安心して利用できる公共交通機関として、一人ひとりが安全のプロフェッショナルとして高い意識を持って、ハンドルの握っていただくようお願いします。

でも、世間は個人タクシー全体のイメージとして捉えます。一人ひとりが優秀な適格者としての自覚を持って、業務を遂行していただければと思っております。最後に、各地においてタクシーの供給力不足が業界の課題となっています。昨年4月より、日本版ライドシェア、自家用車活用事業制度が創設され、東京特別区・武三交通圏を始め各地で運行開始され、制度についてもバージョンアップが図られるなど地域の自家用車、一般ドライバーを広く活用して、供給力に不足が生じない仕組みが始まっています。タクシー事業が地域の公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、個人タクシー事業者となられる皆様にも、業界の活性化を目指す。目指して個人タクシーならではのサービスや利用者ニーズに対応した様々なサービスの提供に努め、また社会貢献といった観点からも、地域の防犯への協力、交通渋滞・環境問題等の改善にも一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

以上いくつかのお願いをさせていただきます。個人タクシーは、自らが管理者の役割を務めて、適切に自己管理を行わなければ最悪の場合、事業許可の期限更新が認められず個人タクシーができなくなってしまう。自分自身を厳しく律して、適切な自己管理を行っていただくようお願いいたします。

2月17日(月)・18日(火)の2日間、個人タクシー会館において関東支部主催「第86回個人タクシー事業講習会」が開催された。事業講習会は、新しく個人タクシー事業者になった人に向けて、公共交通機関としての責任に対する自覚を再認識することを目的として開催されている。講習内容として、個人タクシーの基本的なあり方や今後の営業上の注意点等について、関東支部役員及び外部の専門講師関係機関並びに行政当局の担当官による講演が行われた。

関東運輸局自動車交通部の

認可者・許可者の声
墨東支部 倉持 誠さん
前職は仕事の時間も長く休みも少なかったもので、子どもが生まれたタイミングで、時間に自由がある個人タクシーになりたいと最初から決めて、タクシーという仕事を選びました。高校時代の友人が個人タクシーを開業していたこともあり、良い点も悪い点も事前に聞いていましたし、家族や既に個人タクシーとして開業している先輩方からも温かいサポートや応援をいただくことができました。

これから笑顔と安全・安心を心がける運転を行い、接客業でもあるタクシー運転手としてお客様第一に考えることができるドライバーを目指したいと思っています。

夫婦同時で個タク事業者に！

大田第一支部の後藤雅行さん・美帆さん

2月7日に行われた新規加入者講習会に出席された大田第一支部の後藤雅行さん・美帆さん。今回ご夫婦同時に東個協へ加入ということで、東個協史上でも、かなり稀有な新規加入者のお二人となります。

法人時代に同期として出会ったというお二人が個人タクシー事業者を目指した理由は、先に個人になった親しい先輩方から話を聞いて個人タクシーに魅力を感じたから。「チャレンジしよう」と決めてからは、分からないことや不安、疑問などは二人で話し合って解決しながら取り組んだそうです。

「一緒だと試験に集中する時期が分散せず、各手続きは一度に二人分片づけられるので色々コンパクトに済んだかなと思います。ただ、試験後認可が下りるまでの間、無事故・無違反を徹底するために二人で運転を控えたので、移動手段等でちょっと困ることも(美帆さん)」「事務所のそばの駐車場が空き不足で、車庫を2台確保するのが本当に大変でした(雅行さん)」という二人同時ならではの苦労話も。

個人タクシー事業者として、これからは「お客様に信頼されるドライバーであること、その上で楽しく仕事ができれば最高です(雅行さん)」「法人時代の接客スタイルは崩さず、無理なく安全に、プライベートの充実も図り、なるべく長くやっていけるように頑張ります(美帆さん)」と、それぞれの抱負もいただきました。



第86回個人タクシー事業講習会

2月17日(月)・18日(火)の2日間、個人タクシー会館において関東支部主催「第86回個人タクシー事業講習会」が開催された。

事業講習会は、新しく個人タクシー事業者になった人に向けて、公共交通機関としての責任に対する自覚を再認識することを目的として開催されている。講習内容として、個人タクシーの基本的なあり方や今後の営業上の注意点等について、関東支部役員及び外部の専門講師関係機関並びに行政当局の担当官による講演が行われた。

講習内容は3時40分に終了し、続いて個人タクシー許可書及び認可書交付式が行われた。



2月のお客様ご要望カード

2月中にご乗車いただいたお客様から届いた「ご要望カード」は14通。うち、感謝7通（50%）、苦情7通（50%）でした。

掲載された「ご要望カード」二通一通に込められたお客様の感謝の言葉と苦情の内容にしっかりと目を通し、個人タクシーの将来を担う一員としての誇りと向上心を持って日々の業務に動しましう。

感謝



☆【荒川K・K】羽田空港で普通に乗車した時から対応がすばらしく、快適なドライブでした。お人柄の良さがお仕事に反映されていて、好感が持てました。ありがとうございます。（女性・自営業）

☆【墨田S・Y】運転手さんのしゃべり方や雰囲気がとても良く、居心地良かったです。色々なことが気になることはよくあると思うんですが、何も気にならないということもすごいんじゃないかと思う、ついでにこのハガキをもらってきちゃいました。ありがとうございます！（女性）

☆【江一S・T】財布を車内に忘れましたが、翌日早朝に対応いただき、本当に助かりました。ありがとうございます。（女性）

☆【武三M・Y】とても乗り心地が良かったです。ありがとうございます。（男性・会社員）

☆【城南Y・M】商店街の途中だったので、車が入って来られない所で送迎をお願いしてしまいました。高齢者を連れていたので、どうしようかと思いましたが、ドライバーさんができるだけ近くまで来てくださり、

苦情



「寒い中お待たせして申し訳ない」と、ご自身もタクシーから降り、寒いのに待っていてくれました。本当にありがとうございます。（女性）

★タメ口。行き先を伝える前にメーターを押し、何度も行き先を伝えても聞き取れない。（女性・営業）

★客の体型を馬鹿にする最低最悪の運転手だった。二度と地元周辺を走らないで欲しい。（男性・会社員）

★すぐくだるそうにため息をつきながらの返事でした。運転もわざとらしく音を出したり、急ブレーキを踏む。1000円以内だからか、悪い対応でした。車内もくさい。（男性・会社役員）

★車内があまりにも汚い！すぐに下車したかった。（男性・会社役員）

・視界が狭いのか、運転がどうい。不要な所で停止して、時間を浪費していた。

・迎車場所を間違えていた（カーナビ表示に疑問）。

・二度とこの車両、運転手をGOにて配車しないでほしい。（男性）

★・行き先を伝える前にメーターを押す。

支部解散に寄せて



【解散予定日】 令和7年3月31日

目黒第一支部

住所：目黒区鷹番2-12-5 森下マンション
支部員数：55名（令和7年3月現在）

目黒第一支部

目黒第一支部の外観



【支部のあゆみ】

昭和37年10月、個人タクシー免許者17名の有志によって、目黒区唐ヶ崎に「目黒協会」として産声を上げる。その後昭和38年10月、東京都個人タクシー協同組合創立に伴い、目黒支部として参画した。昭和47年に現在の目黒区鷹番に移転し、昭和48年に名称を「目黒第一支部」と改称。支部員数は、平成21年在籍122名が最多であった。

融和の心を忘れずに

佐藤 豊 支部長

今まで勉強会を行いながら支部員を一人でも増やす努力をしてきましたが、近所にあった法人タクシー会社がなくなってしまい、法人会社との繋がりが途絶えてしまったことで新しい支部員が入ってこなくなったこと、コロナ禍などで廃業する人が激増したこと、これが支部解散の大きな原因となってしまいました。

目黒第一支部は、もともと小さい支部であったこともあり、融和をモットーに、支部の常会が終わった後には皆で飲みに行くような仲の良い支部でした。

55名の支部員は今後別々の道を歩むことになりますが、

これからも健康に気を付け、事故を起こさないように、そして個人タクシーのイメージをアップさせるような営業を心がけて頑張っていっていただきたいと思います。

【解散後の移籍先】

大田第一支部18名、品川第二支部1名、渋谷支部2名、世田谷第一支部8名、世田谷第二支部4名、都心支部2名、中野支部1名、武三支部1名、城南支部12名、その他6名、計55名。



「自然に還る」
死は
還ることなき
波なり

東個協の仲間が2月中1名亡くされました。在りし日のお姿を偲びつつ、ご冥福をお祈り申し上げます。
森 行郎 （新東京） 80歳

無料法律相談のご案内

東個協顧問弁護士による組合員、若しくは組合員のご家族からの生活法律相談を無料で受けることができます。完全予約制で相談時間は1回30分程度です。

相談日 令和7年 4月 22日（火）
5月 27日（火）
6月 24日（火）

相談場所 個人タクシー会館（中野区弥生町5-6-6）

ご予約は支部若しくは組合員より直接下記までご連絡ください。

法律相談は事前の電話予約が必要です

予約窓口 03-3384-1350（法務部）
受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

東個協顧問弁護士
銀座新明和法律事務所

渡辺 務 弁護士

国民年金基金&小規模企業共済



将来に備えて加入を考えてみませんか？
どちらの制度も掛け金を全額所得控除できます。
まず掛け金や受給できる額がどの程度になるのかシミュレーションしてみませんか？
QRコードをスマホで読み取ると、それぞれの制度のシミュレーションが出来ます。

◆ 国民年金基金 ◆

基礎となる国民年金に上乗せする公的制度で、手厚い年金給付を行う目的で作られた制度です。
掛け金の払い込みは原則60歳まで（国民年金に任意加入されている期間も加入できます）。受給年齢は65歳からです。



◆ 小規模企業共済 ◆

個人事業主等を加入対象に、廃業時に受け取る共済金を、ご自分で掛け金を設定し、積み立てる共済制度です。
加入年齢に制限はありません。国民年金基金に加入して払い込みが終了した方は、小規模企業共済に加入してみませんか。



加入申し込みは所属支部へ